

社会福祉法人周南市社会福祉事業団
職員就業規則

平成 28 年 3 月 24 日
規則 第 1 号

改正 平成31年 3 月 15 日規則第 1 号 令和 2 年 3 月 13 日規則第 2 号
令和 3 年 3 月 15 日規則第 1 号 令和 5 年 3 月 17 日規則第 1 号
令和 5 年 6 月 7 日規則第 1 号 令和 5 年 7 月 24 日規則第 1 号
令和 6 年 3 月 21 日規則第 1 号 令和 6 年 6 月 5 日規則第 1 号

第 1 章 総 則

第 2 章 採用等

第 3 章 服 務

第 4 章 勤 務

第 5 章 休暇等

第 6 章 休 職

第 7 章 定年、退職及び解雇

第 8 章 給与及び退職手当

第 9 章 安全及び衛生

(安全衛生保持)

第66条 事業団は、職員の健康管理及びその増進に努め、災害予防のための安全設備及び職場環境の改善充実に必要な措置を講じるものとする。

2 職員は、前項に規定する設備及び環境の整備改善に努力し、法令並びに安全及び衛生に関する事項を遵守して健康の保持及び災害の防止に関する措置等に協力しなければならない。

(安全衛生教育)

第67条 事業団は、機械等の操作に関する職務を担当する職員を採用したときは、職務に必要な安全及び衛生に関する教育を行うものとする。

(保安措置)

第68条 職員は、安全衛生の確保のため、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 機械設備等の就業前点検を徹底すること。また、異常を認めたときは、速やかに上司に報告し、指示に従うこと。

(2) 常に整理整頓に努め、通路、避難口又は消火設備のある所に物品を置かないこと。

(災害時の措置)

第69条 職員は、火災その他非常事態が発生したときは、臨機の処置をとるとともに直ちにその旨を上司及び関係者に連絡し、互いに協力して被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(健康診断)

第70条 事業団は、職員に対し、採用時及び毎年 1 回以上定期的に又は臨時に健康診断を行うものとする。

2 職員は、健康診断を必ず受診しなければならない。ただし、健康診断を受けなかった者が理事長の指定する医師の診断書又は他の医療機関の健診結果を提出した場合は、

これに代えることができる。

- 3 健康診断の結果必要と認めた職員については、就業の制限、配置換え、治療又は療養命令等必要な措置を講じるものとする。

(ストレスチェック)

第71条 事業団は、希望する職員に対して、毎年1回、心理的な負担の程度を把握するためストレスチェック（検査）を実施する。

- 2 事業団は、前項の検査を受けた職員のうち、法令で定める要件に該当する者から医師による面接指導の申し出があった場合は、医師による面接指導を実施する。

- 3 事業団は、前項の面接指導を行った場合には、職員の健康保持のために必要な措置について医師に意見聴取するものとし、その意見を勘案した上で、必要に応じて、当該職員に対して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるものとする。

(就業禁止)

第72条 理事長は、職員が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する疾病に罹患した場合又はその疑いがある場合は、就業を禁止することができる。

(伝染病発生に対する措置)

第73条 職員は、同居する者のうちに伝染病又はその擬似患者が発生したときは、直ちに上司に届け出て適切な予防措置を講じなければならない。

第10章 災害補償

第11章 表彰及び懲戒

第12章 損害賠償

第13章 研修及び福利厚生

(研修)

第82条 事業団は、職務に必要な知識及び技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対して必要な研修を行うものとする。

- 2 事業団は、個人情報及び特定個人情報の保護管理を徹底するため、職員に対して個人情報及び特定個人情報の適正な管理に関する研修を行うものとする。

- 3 職員は、特段の事情がない限り前項までに規定する研修を受けなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定による研修期間は、勤務とみなす。

(福利厚生)

第83条 事業団は、職員の福利の増進をはかるため、その相互共済、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施するものとする。

- 2 前項の福利厚生については次条に定めるもののほか、別に定める。

(年金共済)

第84条 職員の年金共済については、社会福祉法人全国社会福祉事業団協議会年金共済制度に加入するものとする。

第14章 公益通報者保護

第15章 補則